

休日・時間外にマイナンバーカードの
手続きができます

●問い合わせ先 市民課 ☎096(248)1113

8〜10月の第2・4日曜日、午前9時〜午後0時30分に市民課窓口で開設しています。電話で予約して来庁してください。

9月22日はシステムメンテナンスのため、29日に開設します。

※予約なしでの手続きはできません
※11月以降の日程については、ホームページやお知らせカレンダーに掲載します

▼休日窓口でできるマイナンバーカードの手続き

- ・発行申請
- ・受け取り
- ・更新(カードの切り替え)
- ・券面事項変更
- ・電子証明書の新規発行および更新(発行から5年経過)
- ・ロック解除(暗証番号再設定)

▼持ってくるもの

それぞれの手続きに必要なものが違います。詳しくは予約時に確認するか、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

▼マイナンバーカード受取時の注意点

病気、身体の障がい、未就学児であるなどのやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れます。代理受取を希望の場合は、一度問い合わせください。



住みよいまちをつくるため

自治会(区)に加入しましょう

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096(248)1112

松崎 和寛さん
(すずかけ台)

▲市ホームページ



▲PR動画

令和6年度市区長連絡協議会会長に就任しました松崎です。日頃から、皆さんには、自治会(区)活動にご支援ご理解いただき感謝しています。

安全・安心なまちづくりには地域住民の連携から生まれる『顔の見える関係』が不可欠であり、より多くの地域住民の参加が必要と考えていますが、自治会(区)の加入率は少しずつ低下し、大変危惧しています。

そういった課題を解決するため昨年度は、転入者へむけて配布する加入促進のチラシやPR動画を当協議会にて作成しました。

自治会(区)加入率の向上をめざし住みやすいまちにするため、今後とも協議会一同、職務に努めていきますので、ご協力をお願いします。

自治会(区)とは

自治会(区)は、地域住民で自主的に組織され、地域を快適に住みよくするために結成された任意の団体であり、地域におけるコミュニティづくりの中心的な担い手です。

また、地域の人たちがふれあい、話し合う地域住民の親睦と連帯の場であり、ゴミ置き場の清掃や小中学生の登下校の見守り、高齢者の集いの場の支援、道路や公園などの環境整備、地域防災、防犯などのいろいろな地域課題を発見し、行政との橋渡しをする役目も担っています。

令和6年度 市区長連絡協議会役員

会長	松崎 和寛(すずかけ台)
副会長	長野 博巳(辻久保)
理事	藤好 清一(杉並台)
理事	衛藤 政彦(横町)
理事	工藤 哲生(黒松)
理事	村山 政義(御代志)
理事	山田 健治(原口下)
理事	河野 徳朗(東須屋)
理事	小西 淑子(榎ノ本)

パスポートの申請がオンラインでできます

●問い合わせ先 市民課 ☎096(248)1113

オンライン申請は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通して行ないます。申請時の来庁は不要となりますが、パスポートの受け取りには本人の来庁が必要です。

▼できる手続き

- ・切替申請(更新)
- ・新規申請(期限切れ含む)
- ・記載事項変更
- ・紛失届(有効なパスポートを紛失した場合に提出が必要です)

▼必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナポータルアプリ対応のスマートフォン
- ・有効なパスポート(持っている人)
- ・戸籍謄本(パスポートを初めて取得する人や有効期限切れで新たに取得する人、記載事項変更がある場合)



▲市ホームページ

オンライン申請の流れ

スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロード

マイナンバーカードでログインし、「パスポート取得・更新」を選択

申請する手続き項目を選択し、必要事項を入力後、申請データを提出

戸籍謄本の提出が必要な人は、持参または郵送で戸籍謄本を提出する

マイナポータルに審査完了と交付予定日の通知が届く

交付予定日以降に窓口に取り取りに行く

※15歳未満の人の申請は、親権者が代理申請してください。あらかじめマイナポータルから代理人の登録が必要です

各種手当紹介

重度の障がいがある人へ手当を支給しています

●問い合わせ・提出先 福祉課 障がい福祉班 ☎096(248)1144

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。

各種手当には所得制限があります。

詳しくはお尋ねください。

特別障害者手当

▼月額 2万8840円

▼対象 身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

▼障がいの程度

身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の重度の障がいがある2つ以上またはそれと同程度の障がい

※施設入所者や、継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

障害児福祉手当

▼月額 1万5690円

▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の人

▼障がいの程度

身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度の障がい

※施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

▼月額 1級 5万5350円

2級 3万6860円

▼対象 心身に一定以上(重度〜中度)の障がいがある20歳未満の児童を家庭で養育している父母など

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届(所得状況届)を忘れずに

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当

これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。必要書類などは受給者に直接通知します。

提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができません。忘れずに届け出を行ってください。

▼提出期間

8月13日(火)〜30日(金)

※期間内の提出が困難な人はご相談ください